

【掲載官報】

平成 22 年 9 月 8 日 本紙第 5393 号

【法令名】

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 9 月 8 日 政令第 193 号

【管轄省庁】

総務省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 1 日

【制定の根拠規定】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

特定屋外タンク貯蔵所（容量1,000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所）及び準特定屋外タンク貯蔵所（容量500kℓ以上1,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所）の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、審査事務の実費に変動が生じていることが判明したことから、当該タンクの設置許可等に係る手数料の標準額を引き下げる。

* 要旨

特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置等許可、完成検査前検査及び保安検査の審査に係る手数料を引き下げる。

1 設置の許可の申請に対する審査

| | |
|--|-------------|
| ●準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 | 58 万円⇒53 万円 |
| ●特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 | |
| 危険物の貯蔵最大数量 1,000kℓ 以上 5,000kℓ 未満 | 90 万円⇒82 万円 |

| | |
|---|--|
| 5,000kℓ 以上 1 万 kℓ 未満 1 万 kℓ 以上 5 万 kℓ 未満 5 万 kℓ 以上 10 万 kℓ 未満 10 万 kℓ 以上 20 万 kℓ 未満 20 万 kℓ 以上 30 万 kℓ 未満 30 万 kℓ 以上 40 万 kℓ 未満 40 万 kℓ 以上 | 109 万円⇒99 万円 121 万円⇒110 万円 154 万円⇒140 万円 180 万円⇒164 万円 423 万円⇒385 万円 559 万円⇒509 万円 691 万円⇒629 万円 |
| ●浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 | |
| 危険物の貯蔵最大数量 1,000kℓ 以上 5,000kℓ 未満 5,000kℓ 以上 1 万 kℓ 未満 1 万 kℓ 以上 5 万 kℓ 未満 5 万 kℓ 以上 10 万 kℓ 未満 10 万 kℓ 以上 20 万 kℓ 未満 20 万 kℓ 以上 30 万 kℓ 未満 30 万 kℓ 以上 40 万 kℓ 未満 40 万 kℓ 以上 | 123 万円⇒112 万円 146 万円⇒133 万円 163 万円⇒148 万円 201 万円⇒183 万円 233 万円⇒212 万円 476 万円⇒433 万円 612 万円⇒557 万円 744 万円⇒677 万円 |
| ●岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 | |
| 危険物の貯蔵最大数量 40 万 kℓ 未満 40 万 kℓ 以上 50 万 kℓ 未満 50 万 kℓ 以上 | 632 万円⇒575 万円 797 万円⇒725 万円 1,180 万円⇒1,070 万円 |

2 位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査

| | |
|---|--|
| ●基礎・地盤検査 | |
| 危険物の貯蔵最大数量 1,000kℓ 以上 5,000kℓ 未満 5,000kℓ 以上 1 万 kℓ 未満 1 万 kℓ 以上 5 万 kℓ 未満 5 万 kℓ 以上 10 万 kℓ 未満 10 万 kℓ 以上 20 万 kℓ 未満 20 万 kℓ 以上 30 万 kℓ 未満 30 万 kℓ 以上 40 万 kℓ 未満 | 45 万円⇒41 万円 59 万円⇒54 万円 77 万円⇒70 万円 101 万円⇒92 万円 114 万円⇒104 万円 176 万円⇒160 万円 200 万円⇒182 万円 |

| | |
|---|---|
| 40 万 kℓ 以上 | 223 万円⇒203 万円 |
| ●溶接部検査 | |
| 危険物の貯蔵最大数量 1,000kℓ 以上 5,000kℓ 未満 5,000kℓ 以上 1 万 kℓ 未満 1 万 kℓ 以上 5 万 kℓ 未満 5 万 kℓ 以上 10 万 kℓ 未満 10 万 kℓ 以上 20 万 kℓ 未満 20 万 kℓ 以上 30 万 kℓ 未満 30 万 kℓ 以上 40 万 kℓ 未満 40 万 kℓ 以上 | 54 万円⇒49 万円 69 万円⇒63 万円 104 万円⇒95 万円 144 万円⇒131 万円 181 万円⇒165 万円 349 万円⇒318 万円 428 万円⇒389 万円 486 万円⇒445 万円 |
| ●岩盤タンク検査 | |
| 危険物の貯蔵最大数量 1,000kℓ 以上 40 万 kℓ 未満 40 万 kℓ 以上 50 万 kℓ 未満 50 万 kℓ 以上 | 1,000 万円⇒910 万円 1,360 万円⇒1,240 万円 1,870 万円⇒1,700 万円 |

3 保安検査

| | |
|---|---|
| ●特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 | |
| 危険物の貯蔵最大数量 1,000kℓ 以上 5,000kℓ 未満 5,000kℓ 以上 1 万 kℓ 未満 1 万 kℓ 以上 5 万 kℓ 未満 5 万 kℓ 以上 10 万 kℓ 未満 10 万 kℓ 以上 20 万 kℓ 未満 20 万 kℓ 以上 30 万 kℓ 未満 30 万 kℓ 以上 40 万 kℓ 未満 40 万 kℓ 以上 | 34 万円⇒31 万円 45 万円⇒41 万円 79 万円⇒72 万円 101 万円⇒92 万円 127 万円⇒116 万円 311 万円⇒283 万円 381 万円⇒347 万円 440 万円⇒400 万円 |
| ●岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 | |
| 危険物の貯蔵最大数量 1,000kℓ 以上 40 万 kℓ 未満 | 292 万円⇒266 万円 |

WestlawJapan 法令解説

| | |
|-----------------------------------|---------------|
| 40 万 k ℓ 以上 50 万 k ℓ 未満 | 350 万円⇒319 万円 |
| 50 万 k ℓ 以上 | 526 万円⇒479 万円 |

.....